

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 第25条に規定する使用料の算定方法がより明確になるよう改正します。
- 2 四條畷水道センターを除く水道センターに係る固定資産管理主任を水道センター所長に改正します。
- 3 その他所要の改正を行います。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行します。